

⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	審判書	審判書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	審判確定証明書	審判確定証明書が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の押捺をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	住民票の写し	預金を相続する人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取りください。	
7	預金を相続する人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		